

## はじめに



本市では、家族形態や就労形態の多様化による環境の変化、地域のつながりの希薄化や児童虐待の顕在化等により、社会全体で子どもや家庭を支える必要性が高まってきたことから、平成25年(2013年)4月に「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例を制定しました。

本条例の目的を達成するため、平成27年(2015年)に、豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定し、国が進める「子ども・子育て支援新制度」等の趣旨も踏まえながら、児童福祉、母子保健、教育をはじめとした子どもに関わる様々な分野にわたる支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

計画の推進にあたっては、保育所等の就学前施設や学校、地域の住民や各種団体、事業者、家庭、行政等の子どもに関わるすべての主体が相互に連携を図りながら取り組んでいただいております。関係する皆様のご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

この度、この計画が令和元年度(2019年度)で最終年度を迎えることから、令和2年度(2020年度)から6年度(2024年度)までの5年間に計画期間とする「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画」を策定し、さらなる施策の推進に取り組めます。この第2期計画では、引き続き子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎としつつ、第1期計画の取組みの成果や現状を踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応していきます。また、SDGs\*の視点も取り入れ、「ひろめよう、それぞれの居場所」、「みんなで寄り添う、健やかな育ち」、「だれもが安心、つながる支援」の3つを重点施策に掲げ、国の動向にも対応した子育て・子育て支援施策を展開します。

あらためて、子どもに関わるすべての皆様が緊密な連携のもと、さらなる協働の輪を広げていただきますよう、ご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「豊中市こども審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング、意見公募手続き等に際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

令和2年(2020年)2月

豊中市長 長内 繁樹

# 目次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
<b>第2章 子どもや子育て家庭の状況</b>	<b>7</b>
1 人口、世帯、就業等の状況	8
2 子育て・子育てに関する市民の意識	18
3 ひとり親家庭等の自立に関する意識	50
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>59</b>
1 基本理念	60
2 施策体系	62
<b>第4章 これまでの取組みと今後の課題</b>	<b>63</b>
施策の柱1 子育て支援	64
施策の柱2 子育て支援	84
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	105
これまでのまとめ	111
<b>第5章 施策の展開</b>	<b>113</b>
重点施策	114
重点施策1 ひろめよう、それぞれの居場所 ～子どもの居場所づくり～	116
重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～	121
重点施策3 だれもが安心、つながる支援 ～必要な支援を届ける環境づくり～	125
施策の柱1 子育て支援	127
施策の柱2 子育て支援	135
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	144
<b>第6章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画</b>	<b>149</b>
1 教育・保育提供区域の設定	150
2 量の見込みと確保方策	151

第7章	学校を拠点とした放課後の子どもの居場所 づくりの充実（新・放課後子ども総合プラン）	169
-----	--	-----

第8章	ひとり親家庭への支援の充実 （ひとり親家庭等自立促進計画）	173
-----	----------------------------------	-----

第9章	子どもの未来応援施策の推進 （子どもの貧困対策計画）	177
-----	-------------------------------	-----

第10章	計画の推進に向けて	185
------	-----------	-----

1	計画の推進体制	186
2	計画の進行管理	187
3	評価指標	188

資料編		191
-----	--	-----

1	事業一覧	192
2	条例等	225
3	審議会等	233
4	子育て・子育て支援の流れ	237
5	計画策定にあたっての意見聴取の概要	238
6	用語集	243

#### ◆本計画書の年号の表記について

和暦と西暦の併記を基本としますが、図表については、スペースの都合上、和暦のみの表記とします。

#### ◆本計画書で使用する用語について

就学前	小学校または義務教育学校への就学前のこと。
就学前施設	幼稚園や保育所、認定こども園*など、就学前の教育・保育施設。
障害	障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）のこと。

\*は資料編「6 用語集」をご覧ください

